

新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援のご案内

※令和2年7月1日現在

世帯や個人の皆さんへの支援

給付金

市民すべての方

特別定額 給付金

1人当たり10万円

- 令和2年4月27日時点で牛久市の住民基本台帳に記録されている方対象。
- 5月下旬に該当するすべての世帯に申請書配布済
- 申込締切…**8月20日(木)まで**(消印有効)

牛久市定額給付金係
☎内線7031~7034



子育て世帯の方

子育て世帯 への臨時特別 給付金

対象児童1人当たり1万円

令和2年4月分(3月分含む)の児童手当を受給している方対象(特例給付の方は除く)。

【牛久市から児童手当を受給している方】

6月24日に支払済

【職場から児童手当を受給している公務員の方】

9月30日(水)までに要申請(申請書は所属庁から配布)

市子ども家庭課

☎内線1732、1733



ひとり親世帯等
の方

新

ひとり親世帯 臨時特別 給付金

基本給付 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方で、次の①~③のいずれかに当てはまる方対象。

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方

②公的年金等により令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付 1世帯5万円

上記の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方対象。

ひとり親世帯臨時
特別給付金
コールセンター

☎0120-400-903



※現在、給付準備中のため、詳細は今後の広報うしく、市ホームページに掲載します。

新

児童扶養 手当受給世帯臨 時特別給付金 市独自

対象児童1人当たり1万円

●令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方対象。

●申請不要。対象者には7月上旬通知を送付。

●8月から順次支給予定。

市子ども家庭課

☎内線1732、1733



収入減で住居
を失うおそれ
のある方

住居確保 給付金

家賃相当額を支援(原則3カ月・最長9カ月)

離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同等程度の状況にある方対象。求職活動することが条件になります。

牛久市社会福祉協議会

☎871-1295

勤め先から
休業手当を受け
取れない方

新

新型コロナウイ ルス感染症対応 休業支援金

賃金8割月額最大33万円

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)を受け取れなかった方対象。

厚生労働省※詳細検討中
決まり次第、
市ホームページ
に掲載。



新型コロナ
ウイルス感染症
に係る療養を
した方に

新

傷病手当金

直近の継続した3カ月間

の給与収入の合計額 $\times \frac{2}{3} \times$ 支給対象日数

就労日数

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方で、一定の条件を満たす方対象。

※1日当たりの支給限度額があります。

市医療年金課

【国民健康保険】

☎内線1724~1727

【後期高齢者医療保険】

☎内線1721、1722





※詳しくはホームページをご覧ください。
※支援の内容は変更になることがあります。最新の情報をご確認ください。

貸付	収入減で生活 が苦しい方	緊急小口資金 ・ 総合支援資金	最大 80万円 (2人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯対象。	牛久市社会福祉協議会 ☎871-1295	
	猶予・減免	収入減で 納税が今は 厳しい方	地方税の 徴収猶予 「特例制度」 ※法人も対象	1年間猶予(無担保・延滞金なし) ●令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納入が困難である方対象。 ●令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税対象。	市収納課 ☎内線1061 
		収入減で 国民年金保険料の 納付が困難な方	国民年金 保険料免除・ 納付猶予	国民年金保険料免除・納付猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除・納付猶予申請や学生納付特例申請が可能。	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 市医療年金課 ☎内線1723
		収入減で 国民健康保険税等の 納付が困難な方	新 国民健康保険 ・ 後期高齢者 医療保険の 保険料(税)減免	国民健康保険・後期高齢者医療保険 保険料(税)の全額免除または一部減額 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方。その他、一定の条件を満たす方対象。	市医療年金課 【国民健康保険】 ☎内線1724～1727 【後期高齢者医療保険】 ☎内線1721、 1722 
		収入減で 介護保険の納付 が困難な方	新 介護保険料 減免	介護保険料の全額減免または一部減免 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方。その他、一定の条件を満たす方対象。	市高齢福祉課 ☎内線1751～1753 
延長	公費負担医療 の受給を 受けている方	公費負担医療 受給者証の 有効期間延長	1年間延長 ●令和2年3月1日～令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証 【対象となる主な公費負担医療】 小児慢性特定疾病 ^{*1} ・指定難病 ^{*1} ・肝炎 ^{*1} 自立支援医療 ^{*2} ●原則、手続き不要(前年所得額が前々年に比較して大きく変わった方などは手続きが必要な場合あり)	※1については… 竜ヶ崎保健所 ☎0297-62-2172 県疾病対策課 ☎029-301-3220 ※2については… 市社会福祉課 ☎内線1711～1714 県障害福祉課 ☎029-301-3368	

◀事業者向けの支援は次ページへ

JR「ひたち野うしく」駅直結

所有権 シニア向け
中高齢者 専用 分譲マンション

サンミットひたち野東
ステーションフロント

0120-555-712

事業主(元主)
人と地域が笑顔にお住まい
サンヨーホームズ

屋根・外壁塗装

一級建築士・一級塗装技能士が
常駐しています

★30年以上の経験をもつ自社職人が施工、即対応いたします
★お見積り・アフター点検は無料、お気軽にご相談ください

牛久市指名登録業者 一般建築吹付塗装工事 茨城県知事許可(般-29)第23358号

有限会社 佐藤吹付工業 牛久市田宮町1067-21
☎029-874-7744

住宅リフォーム専門事業部：住まいのリフォームはお気軽にご相談ください
茨城県知事許可(般-29)第23358号 リファイン・ケー 牛久市南4-45-11(ローソン隣)
☎029-886-9902

中小・小規模事業者等の皆さんへの支援

給付金・助成金・協力金

前年度より売上が30%以上50%未満減少した	新 牛久市 事業者支援金 市独自	1事業者一律 20万円 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した牛久市内中小企業・小規模事業者のうち、国の持続化給付金の対象とならない事業者対象。	商工観光課 ☎内線1521~1523 
売上が前年比で半減した	持続化 給付金	【法人】最大 200万円 【個人事業主】最大 100万円 前年同月比で事業収入(売上)50%以上減少した月がある事業者対象。*フリーランス可。	中小企業庁持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 
売上減で家賃の支払いが苦しい	新 家賃支援給付金	【法人】最大 600万円 【個人事業主】最大 300万円 テナント事業者のうち、令和2年5月~12月の間の売上減少が一定の条件に該当する事業者対象。	中小企業庁*詳細検討中 決まり次第、市ホームページに掲載。 
雇用を維持できない	雇用調整 助成金	一定の要件を満たす場合 10割助成 (1人1日当たりの上限あり) 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成。学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方も、緊急雇用安定助成金の支給対象。	ハローワーク龍ヶ崎 ☎0297-60-2727 厚生労働省 コールセンター ☎0120-60-3999 
小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話で休業した	小学校休業等 対応助成金	対象労働者に支払った賃金相当額 1日当たり上限 8,330円 4月1日以降に取得した休暇等においては上限 15,000円 子どもの世話が必要になった労働者に対し、有給休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主対象。	学校等休業助成金・ 支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等 対応支援金	1日当たり 4,100円 4月1日以降の休業は1日当たり 7,500円 子どもの世話で契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者が対象。	助成金  支援金 
販路開拓に取り組んだ	小規模事業者 持続化補助金	補助率2/3、【一般型】 上限50万円 【コロナ特別対応型】 上限100万円 小規模事業者の販路開拓等を支援。審査あり。	牛久市商工会 ☎872-2520 

猶予・減免

各種税金や労働保険料等の納付が困難	労働保険料申告・ 納付期限の延長	8月31日(月)まで延長 収入に相当の減少があった場合1年間猶予(要申請)	茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-224-6213
	固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合 来年度は2分の1またはゼロに減免	中小企業庁相談窓口 ☎0570-077322 

融資・貸付

資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット 保証4号・5号 危機関連保証	最大 2.8億円 保証(一般保証とは別枠) 売上が5~20%以上減少した事業者で、市の認定を受けた事業者対象。*利用にあたっては別途、金融機関、信用保証協会による審査あり。	茨城県信用保証協会土浦支店保証課 ☎029-826-7812 市商工観光課(認定申込) ☎内線1523 
	新型コロナウイルス 感染症対策融資 パワーアップ融資	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者対象。	新型コロナウイルス感染症 中小企業支援対策室 ☎029-301-2869 
	中小企業事業継続 応援貸付金	売上が50%以上減少し、公的融資や民間金融機関による融資を受けられなかった事業者対象。	